

(3月8日)

(文責・市田(岩田)知子)

ウルグアイ・ラウンド後のEU農政と フランス農政の課題

(本研究会は、海外重要農業政策調査研究
〔「小事項」研究〕の一環として行われたもの
である。)

(宇都宮大学) 是 永 東 彦

ガット・ウルグアイ・ラウンド(U R) 農業交渉の合意成立、それによる農業保護削減を見込み、EUでは1993年7月より3年間、域内農産物価格の段階的引き下げ、生産削減(耕種部門での休耕、転作)、ならびに農家に対する直接所得補償という、一連の共通農業政策(C A P) 改革が実施されている。本報告では主として、C A P改革やU R農業合意がフランスの農業に与えた影響、国内対策上の変化について論じられた。

① C A P改革、U R農業合意がフランス農業に与えた影響：農業省の分析によれば、一経営当たりの農業所得は、1991年から96年(推定)にかけて穀作等の耕種経営では減少したが、畜産経営(牛、羊)ではむしろ増加している。耕種部門では、直接所得補償が価格引き下げ分を補っていないのに対し、畜産部門では飼料作物の価格低下が所得を上昇させている。

② 国内対策上の変化：C A P改革、U R合意に対処するため、フランス政府は1992年以降、新規就農者、青年農業者に対する助成(D J A)の拡充を行い、老齢年金支給年齢を60歳から55歳に引き下げ、経営委譲の促進を図るなど、経営の競争力を強化するべく働きかけている。一方、畜産部門の中でも飼料作物の価格低下の恩恵を受けず、相対的に不利になることが見込まれる草地依存型の畜産経営に対しては、粗放的な飼養(1haあたり1家畜単位)をする限りにおいて助成金を支給する「草地助成金制度」(根拠法はE C規則2078/92)を新たに導入するなど、環境保護的農政にも重点が置かれつつある。